

外国人介護人材雇用経費支援補助金 (R5～)

介護サービス事業所における安定的な介護人材の確保を図るため、外国人介護人材の雇用に係る経費を一部補助します。

1 補助対象事業者

本市に所在する介護サービス事業所であって、特定技能外国人と雇用契約を締結した特定技能所属機関

2 補助対象介護職員

- (1) 特定技能「介護」を有すること
- (2) 市内介護サービス事業所で介護職員として12か月以上任期を有すること

3 補助対象経費

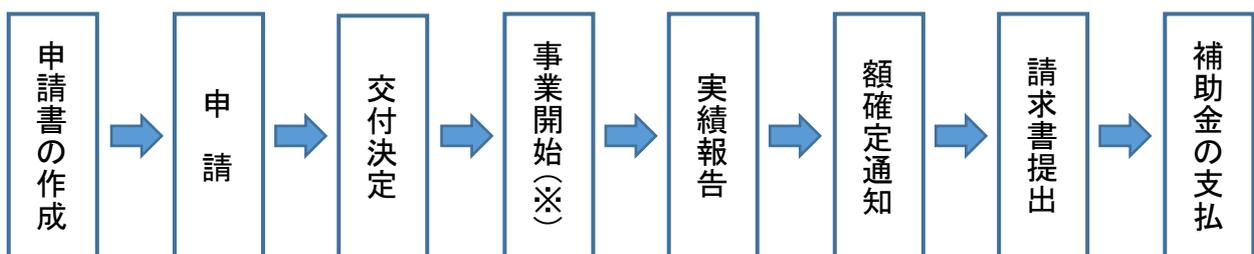
- (1) 雇用発生時に行う在留資格認定証明書交付申請等に係る事務委託費用
- (2) 特定技能外国人の雇用から12か月以内の間、登録支援機関へ支払った支援委託費用

4 補助率・補助上限額

補助率：1/2

補助上限額：30万円/1法人（新規雇用・継続雇用を併せて）

5 手続きの流れ



※「事業の着手日」…実際に事業所で対象職員の雇い入れを開始する日

【問い合わせ先】

東広島市健康福祉部介護保険課

電話：082-420-0937

メールアドレス：hgh200937@city.higashihiroshima.lg.jp